

えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第2期）の 中間評価の手法について

管理の目標は以下の（1）及び（2）の2つであり、この目標に対する事業の実施内容の柱としては①～④の4つに分かれる。

（1）ゼニガタアザラシの持続可能な個体群レベルの維持（→①）と、漁業被害の軽減に向けた管理（→②、③）を行う。

- ①個体数モニタリングと適切な捕獲頭数の設定
- ②漁業被害モニタリング
- ③捕獲による個体数調整

（2）被害防除手法の改良により漁業被害の軽減を図る。

- ④非致命的防除

さらに、上記以外の内容として、計画の目的である将来にわたる個体群と地域社会との共存のために必要な、⑤地域の体制づくり・普及啓発の取組も加えた、5つの内容について評価を行うこととする。

※参考 えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第2期）

2 計画の目的

えりも地域ゼニガタアザラシの管理の目的は、ゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないように、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図ることである。本管理計画は環境省が多様な事業主体との連携により、個体群管理、被害防除対策を進め、個体群動態に係るモニタリング等の手法を確立することを目的に策定するものである。

6 特定希少鳥獣の管理の目標

（1）ゼニガタアザラシの持続可能な個体群レベルの維持と、漁業被害の軽減に向けた管理を行う。

- ・ 順応的管理の考え方にに基づき管理計画を適切に実施するため、毎年度、事業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。
- ・ 非致命的被害防除だけでは、個体数増加に伴う被害範囲拡大等の漁業被害が避けられない部分があることから、漁業被害を軽減するためにゼニガタアザラシの捕獲（譲渡・捕殺）を実施する。
- ・ ただし、当該個体群の持続可能性を保証すべく、100年以内に絶滅する確率が10%未満となるよう留意する。
- ・ なお、自然災害等により地域個体群の絶滅確率が10%を超えることが予測された場合には、捕獲を中止し個体群の回復状況をモニタリングし捕獲再開の可否を判断する。
- ・ また、実施計画において管理計画期間内に生息個体数の管理の目標を達成した場合であっても、漁業被害状況を踏まえつつ個体数の調整・維持を継続させる。
- ・ 捕獲と混獲の年間総限度数は、順応的管理の観点から、そして疫病発生等の不測の事態への対応を可能とすることから、直近の生息状況評価や、前年までの人為的死亡個体数とその性比・年齢組成をもとに見直しを行い、実施計画に定める。
- ・ 実際の捕獲数が計画捕獲数と比較して増減が生じた場合は、翌年度の捕獲数の設定の中で調整する等柔軟に変更する。
- ・ 適正な個体群管理に向けて、上記を行いつつ計画の見直しに必要な情報を収集する。

（2）被害防除手法の改良により漁業被害の軽減を図る。

- ・ これまで実施してきた各種の防除手法の結果を検証し、現在の手法の改良（漁網の改良、捕獲時間等）や新たな手法の開発を進め、社会的条件を踏まえ導入を進める。
- ・ これらの手法には、漁業者の意見を十分に取り入れるとともに、研究者等を含めた協力関係の下で取組を実施する。

【資料4】

上記の①～⑤に対応する管理計画の項目と、管理計画の中で実施すべきこととして示されている内容（評価のポイント）を以下に整理した。

実施内容	管理計画の項目	評価のポイント（実施すべきこと）
① 個体数モニタリングと適切な捕獲頭数の設定	9 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項 (1) 生息地の保護及び地域社会に関する事項 (2) 保護と管理に関する知見の収集・整理 (3) モニタリングに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地や食物資源等についての情報収集 ・ ゼニガタアザラシが存続するための環境についての調査 ・ 生態、調査や防除対策等に関する知見の収集 ・ 効率的なモニタリング手法の検討 ・ 個体群の状況、管理の効果の検証
② 漁業被害モニタリング	8 特定希少鳥獣による被害防除対策に関する事項 (3) 被害情報の収集・整理	・ 漁業被害の実態の多面的な整理
	9 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項 (3) モニタリングに関する事項	・ 被害範囲や被害程度等の把握
③ 捕獲による個体数調整	7 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網に執着している亜成獣以上の個体の捕獲手法の確立 ・ 幼獣の混獲を回避する技術の確立 ・ 補助的手法としての刺し網等による捕獲 ・ その他の手法（銃器等）の検討
④ 非致死防除	8 特定希少鳥獣による被害防除対策に関する事項 (1) 漁網の改良 (2) 音波忌避装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果の検証 ・ 被害防除技術の確立に向けた検討 ・ 社会的条件を踏まえた導入 ・ (2) については実施結果から早期に取扱いを判断
⑤ 地域の体制づくり・普及啓発	7 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲個体の活用（研究利用、教育目的の譲渡等） ・ 地域住民との連携
	10 計画の実施体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の多様な主体と協力体制の構築 ・ 環境省以外の主体による取組との連携 ・ 保護管理協議会における各主体による取組の促進、情報共有 ・ 保護管理協議会における観光や教育等への活用等、地域におけるゼニガタアザラシとの関わりを検討するプラットフォームづくり

これらの評価のポイントについて、これまでの実施内容と進捗等の現状整理、効果検証、課題抽出を行うことで中間評価とする。

また、中間評価の結果は以下の観点から、取りまとめを行う。

- ・第2期管理計画の残りの計画期間における実施計画策定のための、方向性の確認や実施すべきことや優先順位等の見直し
- ・第3期管理計画の策定にあたっての方針検討

■来年度に向けての検討事項

- ・評価のポイントの整理

重複しているものを整理し、より現状の実施内容に沿った表記にする。

- ・効果検証、分析方法の確認

防除格子網については、効果検証は過去のデータをまとめて、例：格子網あり・なしの被害の比較をするなどの解析をする。解析方法の詳細は第2回作業部会にて検討予定。

捕獲については、網の改良の履歴も併せて、データを取りまとめる。解析方法の詳細は第2回作業部会にて検討予定。

モニタリングについては、今年モニタリングデータを整理しており、それを基に進捗を確認する予定。

- ・地域の体制づくり・普及啓発

来年度の科学委員会や保護管理協議会などで、地域からの実績報告をしていただくことを検討中。